

「松阪市公共施設等総合管理計画」の改訂案へのご意見の概要と市の考え

実施期間：令和4年2月25日（金）～令和4年3月22日（火）

ご意見をいただいた件数：14件

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え
1	全体	「計画の期間」や概況説明の表において年表記がバラバラで非常に見にくく、経過年数の把握がしづらく、西暦(元号)の表記に統一していただきたい。	今回改訂案については、第5章及び第6章のみの改訂を行いましたので、それ以外の章については年号の表示を含めて内容の変更を行っていません。
2	【第1章】2.人口の現状と見通	「社人研推計準拠」と書かれても一般には理解できない。「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠」と記載するべきである。	本文において「国立社会保障・人口問題研究所に準拠した試算から、総人口の推移をみると下記の表・グラフのようになっています。」と記載しています。
3	【第3章】4.公園	「いずれの施設も地域性が極めて高いことから、地域の協力を得て、管理運営を行っていきます。」とあるが、管理体制を自治会等に変更することが念頭にあるのか。もしくは管理体制は現状のままなのか。「地域」と「管理」を書くなればこの点は明記したほうがよい。	本改訂案は、個々の施設の管理主体に関する計画ではなく、本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のための計画を改定するものです。
4	【第4章】(5)インフラ施設への対応①道路・橋りょう等施設	不具合等の連絡について、SNS等を活用して市民から第1報をスマホから通報してもらい、知識を持った職員が現場を確認するような手法はとれないか。	松阪市公式のスマートフォン向けアプリ「松阪ナビ」において、道路等の破損状況の情報を投稿いただけます。
5	【第5章】全体	「管理運営についてあり方の検討」「今後の協議のうえ検討、必要な改修整備を行い維持継続」等の記載が多く具体性に欠ける。 施設改修について、「どの施設を」「いつ頃」「どのくらいの規模」で整備するについて、部門ごとに細目まで計画して明記し公表してほしい。	本改訂案は、個々の施設に関する計画ではなく、本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のための計画を改定するものです。

「松阪市公共施設等総合管理計画」の改訂案へのご意見の概要と市の考え

実施期間：令和4年2月25日（金）～令和4年3月22日（火）

ご意見をいただいた件数：14件

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え
6	【第5章】全体	周知不足もあり、あまり一般的に知られてない施設があり、どのような方々が使用するのか分からない。 施設の統合を図り、不要施設や民間から借りてる施設を廃止するべきである。	「第4章 公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方（19ページ）」の記載のとおり、今後においても施設の統廃合等により公共施設の総量の適正化を図ってまいります。
7	【第5章】1.生涯学習施設(1)公民館	中央公民館である「松阪公民館」をマーム内に設置する必要はない。使っていない施設については統合を検討すべき。 また、施設の使用料は高いが、趣味クラブについては使用料は免除されている。市民が広く利用できるように望む。	本改訂案は、個々の施設に関する計画ではなく、本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のための計画を改定するものです。ご意見として承ります。
8	【第5章】1.生涯学習施設(1)公民館	マームに移転した松阪公民館について何も触れられていないが、現時点において問題点は何もないのか。松阪公民館については今後の方向性が何も読み取れない。	施設のあり方の検討状況については、記載のとおりです。
9	【第5章】1.生涯学習施設(1)スポーツ施設●テニスコート	テニスコートを中部台公園へ集約とあるが、他の芝生広場やジョギングコース等が縮小されては困る。	テニスコートについては、集約先等が決まっているわけではなく、今後具体的な検討を行います。
10	【第5章】4.文化施設(1)文化センター	クラギ文化ホールと農業屋コミュニティ文化センターは「長寿命化」、嬉野ふるさと会館は「必要な改修」と表記が異なるが、これは将来的な集約を考えているのか。	施設のあり方の検討状況については、記載のとおりです。

「松阪市公共施設等総合管理計画」の改訂案へのご意見の概要と市の考え

実施期間：令和4年2月25日（金）～令和4年3月22日（火）

ご意見をいただいた件数：14件

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え
11	【第5章】6.福祉・医療 施設(2)隣保館	あまり親しみのない施設だがこれからも必要な施設なのか。	当該施設は、市民の社会福祉の向上及び人権問題の解決を図るための拠点施設であり、地域に密着したコミュニティセンターとして設置しています。本改訂案は、個々の施設に関する計画ではなく、本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のための計画を改定するものです。
12	【第5章】6.福祉・医療 施設(5)市民病院	現時点では3病院体制を維持する方向と理解してよいか。	施設のあり方の検討状況については、記載のとおりです。
13	【第5章】8.商工・観光 施設(4)中心市街地活性化複合施設	大規模修繕が必要とあるが、効果的な活用が可能なのか。整理統合を基本とすべきではないのか。	施設のあり方の検討状況については、記載のとおりです。
14	【第5章】10.庁舎等公用 施設(1)市役所本庁舎 (別棟・分館含む)	庁舎の分散を解消していくことは必要だと思うが、再編統合を念頭に置かならば、マームへの移転による統合も考えられないか。	施設のあり方の検討状況については、記載のとおりです。